

七年以上	二月
五年以上	一月半
二年以上	二十五日
一年以上	二十一日
一年未滿	十四日
三ヶ月以内	七日

代表林ヨリ

私達ノ考ヘテ升ル処トハ大變ナ相違ヲ話シニナラナイ

ト述ベ代表一同ハ午後七時三十分引揚ケタリ

第三回會見状況

五月二十一日午後六時三十分ヨリ整理事務所ニ於テ

會社側管理人 土屋 弘外一名
 従業員側代表 田邊三郎外一名
 會見シ

會社側土屋ヨリ

諸君カラノ要求ニハ屈スルコトハ出来ナイ會社ノ發表シ
 又案ヲ基本トシテ交渉シテ貰ヒタイ

代表田邊ヨリ

如何ナルモノカ

土屋ヨリ

會社案ヲ基本トシテノ交渉ナレバ考慮スル若シ否ト云フ
 コトナルバ今述ノ交渉ハ全部白紙トシテ改メテ歩直スコ
 トニスル

代表小野ヨリ

私達兩名ハ個入ノ資格ナルヲ以テ白紙云々ノ件ハ會社カ
 ヲ適當ニ發表シテ貰ヒタイ

土屋

合リマシタ